

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	初回作成(公表)年月日	直近の更新年月日
奈良市	大柳生地区(大柳生町、大平尾町、阪原町、大慈仙町、忍辱山町)	令和3年3月31日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	279.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	225.9 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	212.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	144 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	24.42 ha
(備考)農地中間管理機構の活用意向:活用したい6%、条件があれば活用したい23%、活用したくない17%、判断できない34%、無回答20%	
阪原町、大柳生町は過去に圃場整備が実施され、同2町については営農組合が組織されている。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>【大柳生地区】</p> <p>①5町とも、高齢化による担い手の減少により農業後継者の不在が顕著である。</p> <p>②電気柵等の対策にも関わらず、獣害被害が顕著であるため、耕作意欲が低下し、結果、耕作放棄地の増加となっている。</p> <p>③圃場整備が未実施(忍辱山町、大慈仙町、大平尾町)の町は、作業効率が悪いと、圃場の引受者もなく離農者が出る一因となっている。</p> <p>④圃場整備済みの圃場(阪原町、大柳生町)であっても経年劣化により、圃場・水路・農道が傷んでおり、作業効率が低下している。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【大柳生地区】</p> <p>①大柳生地区ニューファーマーズ推進協議会を設立し新規就農者の受け入れ調整や次世代の営農参加促進を図る。</p> <p>②比較的若い世代や集落営農組織が受け手になると見込める町は、地域内の経営体に集約していきたい。</p>
<p>【町別】</p> <p>阪原町</p> <p>1.認定農業者・大規模農業者・アンケートで経営規模拡大を回答した3人の農業者等に対して、「貸付けたい」「売りたい」とされた8.8ha及び離農者が引受けていた6.8haについて、引受ける意向を確認し集約化に努める。</p> <p>2.上記1.で引受けの無かった農地は、地権者の意向を聞きながら、営農組合への作業委託(水管理は地権者)とするのか、地権者による保全管理とするのかを決定しながら集約化に努める。</p> <p>大柳生町</p> <p>1.大柳生町の営農組合は、土地改良事業の実施時期や地区によって大きく二つに分かれた経緯がある。現在は、中心経営体として大柳生営農組合(組合員数 63戸)だけが活動し、米作中心に基幹作業受託と一部全面受託に取り組んでいる。阪原第6工区に圃場を持つ人を含めて営農組合に未加入の人の中で、「条件が合えば今後は加入したいと考えている」人が16人(9%)いることから営農組合の再編について検討する。</p> <p>2.大柳生に定住し農業を始めた3名(内1名は認定農業者)や新規就農希望者の受け入れを促進し、農地の集約化を協議していきたい。</p> <p>忍辱山町、大慈仙町、大平尾町</p> <p>比較的深い森の地域で、山林(里山を含む)に挟まれた谷間や斜面に多くの農地が立地している。またその規模も小さく水田利用はもとより畑・樹園地利用するにしても、手間がかかるなど、立地条件は悪い。については、農林水産省や奈良県の補助制度などの活用も含め情報収集に努める一方、今後も各活動組織及び農業者等が協議し、中心経営体への農地の集約化、或いは新規就農希望者の受け入れ等により、農地が維持できるように努力を重ねていきたい。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している 経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>【大柳生地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止対策の取組 獣害に苦慮しており、特に猪・鹿の被害が深刻。 檻の設置・猟友会との連携・田畑を囲うワイヤーメッシュの設置(南山城村にて実施)等に取り組むが、費用面における負担が多いため既にある制度の活用及び行政に対し新たに支援策を講ずるよう要請していく。 また、猿被害が多い町では猿捕獲用檻の設置を市へ要望する。
<ul style="list-style-type: none"> ・新規・特産化作物の導入方針:大柳生地区 米は、地域おこし協力隊の協力を得ながら大柳生地区米の美味しさをアピール発信し、販売促進を図る。 野菜は、加工業者とのコラボで契約栽培につなげられないか等を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の受入調整組織の設立 大柳生地区ニューファーマーズ推進協議会を設立し、営農促進や地区内に定住する等新規就農者の受入を推進するため、広報活動を行うと共に、就農希望者の意向を踏まえ、就農地や定住先等を協議・斡旋する。
<p>【町別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)「大柳生町人・農地プラン推進委員会」の結成:大柳生町 人・農地プランの実質化に向け、大柳生地区人・農地プラン策定委員3名を含む8名による上記推進委員会を結成し、大柳生町自治会とも連携しつつ、町内の農業の具体的な展望を提言し町内の合意形成を目指す。
<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備:阪原町、大柳生町 圃場整備事業により整備された圃場であっても、経年劣化及び獣害等により、圃場の中で水はけが悪い箇所や水路・農道等が傷んでいる箇所が多く出てきている。 圃場整備事業後の圃場、水路、農道等の整備をフォローアップする補助事業の創出を行政に要望し、基盤の再整備に取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・農地維持に向けた取組:阪原町 貸付け及び売却を希望している土地については、認定農業者・大規模農業者・アンケートで経営規模拡大を回答した3人の農業者及び営農組合等が引受け手として如何に関わるかを検討する。 しかしながら、条件の悪い圃場は、おそらく引受け者が無く、地権者で保全管理せざるを得なくなると思われるが、保全管理の一番のネックは草刈り作業である。 現状で営農組合は、農業の基幹3作業の受託機関であるが、前述の実態を踏まえ、これに草刈り作業を加えた受託を行っていくことを計画する。 省力化・労力軽減の見地から、別途申請しているスイング草刈機及びラジコン式草刈機導入補助事業の採択が前提条件となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構の活用方針:阪原町 活用したい(含、条件が合えば)との意向が確認された人は56人であるが、近隣農業者以外で引受け者をマッチングさせるのは困難と考慮するため、近隣農業者とのマッチングを模索する。
<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備:忍辱山町、大慈仙町、大平尾町 他町のように農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が進める事ができれば、農業の生産効率の向上及び農地集積・集約化を図ることができ、当町の農地も将来にわたって維持できるものと考え。地主負担なしに行えればなお取組みが現実的となると考える。 ただ行うためには農地所有者のコンセンサスを得るなど課題も大きい。今後も農林水産省等の情報収集などを進め研究する。なお、忍辱山町では集落・農業者の高齢化や減少が著しい。このため令和4年2月から忍辱山町内中山間組織に、地域農業のビジョンづくり(人材の確保、組織・生産体制等(集落営農・圃場整備を含む))に取り組む(仮称)部会を新たに設け、年内に一定の具体的な方針を定めることを目指す。
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構の活用方針:忍辱山町 農地所有者からのアンケート回答としては、同機構の活用に消極的な意見が多かった。同機構の業務等が十分に理解されていない事もその原因の一つと考えられる。 ついては、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるなどの長所をPRするなど、情報提供に努めていきたい。機構を通じた中心経営体への貸付けについても検討を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策への取組方針:忍辱山町 水害や土砂崩れの危険もあり、自治会管理のため池も保有していることから、自治会とも連携して、被害防止のため、研修会を開催するなど、町民への意識啓発などに取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。